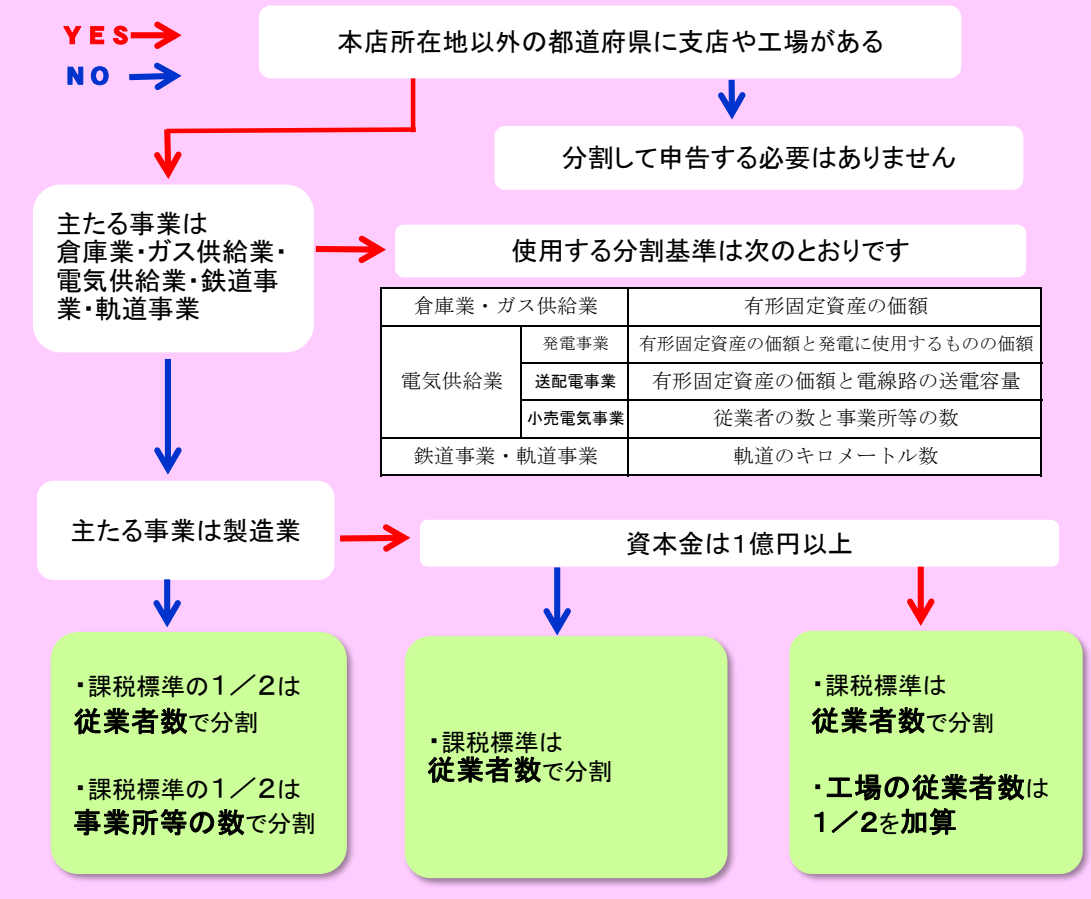




## 2以上の都道府県に事業所等がある場合には 事業税の分割のしかたにご注意ください

### 1 分割のしかた 早わかりチャート



### 2 製造業とは？

日本標準産業分類（総務省）による次の事業をいいます。

大分類	中分類
E 製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業(別掲を除く)、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
R サービス業*	自動車整備業、機械修理業(電気機械器具除く)、電気機械器具修理業

\* (他に分類されないもの)

### 3 事業所等の数とは？

事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の数を合計した数値をいいます。

(例) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

A県にa事務所を通年設置しており、B県のb事務所を平成29年1月20日に設置した。

	平成28年												平成29年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
A県 a事務所	🏢	🏢	🏢	🏢	🏢	🏢	🏢	🏢	🏢	🏢	🏢	🏢	🏢	🏢	🏢	= 12		
B県 b事務所													🏢	🏢	🏢	= 3		

➡ A県の事務所数は12、B県の事務所数は3となります。

## 2 各欄の記載のしかたと記載例

**「課税標準額の総額」**  
 ①から⑬までの各欄は、課税標準の総額を記載してください。  
 なお、⑥から⑬までの各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨ててください。  
 ※ ①から⑤までの各欄は、連結法人及び連結法人であった法人（平成22年9月30日以前に解散し、清算中の法人を除きます。）は記載しないでください。

### ★非製造業（「事業所等の数」と「従業者の数」を分割基準とする法人）の分割課税標準額の計算手順

(1) 課税標準の総額（⑥から⑬の各欄）に、該当する金額をそれぞれ記載します。  
 その金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

例 ⑧欄 12,863,000

(2) 課税標準の総額の各欄（⑨欄を除きます。）の金額を二分します。  
 二分した金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

例  $4,000,000 \div 2 = 2,000,000$

(3) (2)で算出した金額を、分割基準の「合計」欄のそれぞれの数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に各都道府県ごとのそれぞれの分割基準の小計の数値を乗じて得た額を算出します。  
 当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

例（島根県分）  
**【従業者数あん分】**  
 $2,000,000 \div 23 = 86,956.521\dots$   
 $86,956.52 \times 16 = 1,391,304$  -ア  
**【事業所数あん分】**  
 $2,000,000 \div 39 = 51,282.051\dots$   
 $51,282.05 \times 24 = 1,230,769$  -イ  
 ※ ア、イの1,000円未満の端数を切り捨てます。  
 1,391,000...⑭欄上段  
 1,230,000...⑮欄下段

(4) (3)で算出したそれぞれの金額を合算します。  
 例  $1,391,000 + 1,230,000 = 2,621,000$   
 ⇒当該分割課税標準額（島根県分）に基づき、税額計算します。

●お願い 課税標準額のない場合でもこの明細書を提出してください。

法人名		課税標準の分割に関する		事業年度又は連結事業年度		平成 28 年 4 月 1 日から		平成 29 年 3 月 31 日まで		第十号様式											
〇〇株式会社		明細書(その1)																			
課税標準額の総額	年400万円以下の金額 ⑥	4,000,000	課税標準額の総額	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	4,986,200	道府県民税															
	年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦	4,000,000		試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額 ②																	
	年800万円を超える金額 ⑧	12,863,000		還付法人税額等の控除額 ③																	
	計 ⑥+⑦+⑧ ⑨	20,863,000		退職年金等積立金に係る法人税額 ④																	
	軽減税率不適用法人の金額 ⑩			差引計 ①+②-③+④ ⑤	4,986,000																
	付加価値額 ⑪	198,412,000																			
	資本金等の額 ⑫	150,000,000																			
	収入金額 ⑬																				
	適用する事業税の分割基準			1. 従業者数			3. 事務所又は事業所数		5. 電線路の電力の容量												
				2. 固定資産の価額			4. 軌道の延長キロメートル数														
事務所又は事業所		事業税				道府県民税															
分割課税標準額	名称及び所在地	分割基準 (単位=人、所)	年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭+⑮+⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	収入金額 ⑳	分割課税標準額 ㉑											
											本社	10									
											松江市殿町	12								10	
											松江南支店	6									
											松江市東津田町	12								6	
											<島根県計>	24	1,391,000	1,391,000	4,473,000	7,255,000	69,012,000	52,173,000		16	3,468
											米子支店	5									
											米子市麴町	12								5	
											境港支店	2									
											境港市上道町	3								2	
											<鳥取県計>	7	608,000	608,000	1,957,000	3,173,000	30,193,000	22,826,000		7	1,517
											合計	23	3,998,000	3,998,000	12,860,000	20,856,000	198,410,000	149,998,000		23	4,985

適用する分割基準の種類に〇印をつけてください。

適用する分割基準の種類に〇印をつけてください。

同一都道府県内に所在する事業所等ごとにその名称と所在地の市町村名を記載してください。

事業所等ごとに記載するほか、同一都道府県ごとに小計した数値を記載してください。

## 記載例

〇〇株式会社  
 事業年度...平成28年4月1日から平成29年3月31日まで  
 事業...サービス業  
 資本金の額...1億5千万円  
 適用する事業税の分割基準...従業者数・事業所等の数

事務所又は事業所	事業所数	従業者数	
		期末人数	分割基準
本社	島根県松江市殿町〇番地	10	10
松江南支店	島根県松江市東津田町〇番地	6	6
米子支店	鳥取県米子市麴町〇番地	5	5
境港支店	鳥取県境港市上道町〇番地	8	2
分割基準合計		23人	39所

※ 境港支店  $8 \times \frac{3}{12} = 2$

### ●事業所等の数の算定方法

月	計												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
島根県	本社	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	松江南支店	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	各月月末の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
鳥取県	米子支店	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	境港支店									1	1	1	3
	各月月末の数値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	15
分割基準(事務所)合計		39											

**事業税の「分割課税標準額」**  
 「課税標準の総額」の各欄（⑨欄を除きます。）の金額を事業税の分割基準の「合計」欄の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の都道府県ごとに分割基準を小計した数値を乗じた額を記載してください。

**1人当たり、1単位当たりの分割課税標準額を算出する場合、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数以下の部分の数値を切り捨ててください。**  
 「分割課税標準額」の各欄に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

**道府県民税の「分割課税標準額㉑」**  
 「課税標準の総額」の「差引計⑤」欄の金額を道府県民税の分割基準の「合計」欄の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の「都道府県ごとに分割基準を小計した数値」を乗じた額を記載してください。

**事業税欄の( )内**  
 製造業で資本金の額又は主資金の額が1億円以上の法人が記載します。  
 当該法人の工場である事務所等について、地方税法第72条の48第4項第1号ただし書きの規定によって2分の1を加える前の従業者数を記載してください。

申告に誤りが目立っています。もう一度、分割基準を確認しましょう。

**Q&A**

**Q1 製造業と非製造業をあわせて行う場合の取扱いはどうになりますか？**

A1 製造業と非製造業をあわせて行う場合については、このうち主たる事業について定められた分割基準を適用します。主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額のもっとも大きいものを主たる事業とします。これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断します。

**Q2 同一市町村内の別の場所に支店と営業所があります。この場合、市町村の範囲をもって一の事業所として扱うのでしょうか？**

A2 それぞれ一の事業所として扱います。したがって、この場合は2つの事務所になります。

**Q3 分割基準の誤りにより、既に申告・納付した分割課税標準額及び税額が変更となった場合には、関係都道府県に対し、どのような手続きがとれますか？**

A3 ・申告・納付した分割課税標準額及び税額が過大となった場合には、「更正の請求書」により更正の請求をすることができます。この場合、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対し、「分割基準の修正に関する届出書」により届出を行う必要があります。その届出があったことを証する文書を「更正の請求書」に添付して、過大となった都道府県へ更正の請求の手続きを行います。  
 ・申告・納付した分割課税標準額及び税額に不足がある場合には、過小となった都道府県へ速やかに修正申告書を提出するとともに、その不足税額及び延滞金を納付する必要があります。

**参考 従業者数と事務所数の算定事例**

(例)事業年度 ×1年4月1日～×2年3月31日

A県…a事務所は通年設置、b事務所は×2年1月20日に設置し、C事務所は×1年6月25日に事務所廃止。

B県…d事務所は通年設置で、従業員の数が事業年度中に著しく変動した場合(各月の末日の人数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合)

		月		6/25									1/20			計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
A 県	a 事務所	所在期間		←												→
		従業者数	各月末日の人数	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		事業所数	各月末日の数値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
		所在期間		←												→
		従業者数	各月末日の人数										4	4	4	1
		事業所数	各月末日の数値										1	1	1	3
	c 事務所	所在期間		←												→
		従業者数	各月末日の人数	2	2											1
		事業所数	各月末日の数値	1	1											2
		計	従業者数													8
		事業所数										2	2	2	17	
	B 県	d 事務所	所在期間		←											
従業者数			各月末日の人数	2	2	2	2	2	5	5	5	5	5	3	3	4
事業所数			各月末日の数値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
合計			従業者数													12
	事業所数													29		

(従業者数の計算) b事務所  $4 \times 3 / 12 = 1 \rightarrow 1$   
 c事務所  $2 \times 3 / 12 = 0.5 \rightarrow 1$   
 d事務所  $(2+2+2+2+2+5+5+5+5+3+3) \div 12 = 3.416 \rightarrow 4$

■メモ用としてお使いください。

		月														計
県	□事務所	所在期間														→
		従業者数	各月末日の人数													
		事業所数	各月末日の数値													
	□事務所	所在期間														→
		従業者数	各月末日の人数													
		事業所数	各月末日の数値													
	□事務所	所在期間														→
		従業者数	各月末日の人数													
		事業所数	各月末日の数値													
	計	従業者数														
		事業所数														
	県	□事務所	所在期間													
従業者数			各月末日の人数													
事業所数			各月末日の数値													
□事務所		所在期間														→
		従業者数	各月末日の人数													
		事業所数	各月末日の数値													
計	従業者数															
	事業所数															
合計	従業者数															
	事業所数															

<お問い合わせ先> 東部県民センター 法人課税課 電話0852-32-5621  
 西部県民センター 法人・軽油課税課 電話0855-29-5519  
 税務課 課税グループ 電話0852-22-5892